

## 公立病院改革プランの概要

団 体 名		山形県朝日町					
プ ラ ン の 名 称		朝日町立病院改革プラン					
策 定 日		平成 21年 3月 12日					
対 象 期 間		平成 21年度 ~ 平成 23年度					
病 院 の 現 状	病 院 名	朝日町立病院					
	所 在 地	山形県西村山郡朝日町大字宮宿843					
	病 床 数	一般 60					
	診 療 科 目	内科 外科 整形外科 眼科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付		朝日町立病院は町内唯一の入院施設がある病院であり、へき地医療を担うほか、町内の救急告示病院として、24時間救急患者を受け入れるなど、地域医療の砦としてなくてはならない病院である。また、高齢化率が高く高齢者世帯なども多いことから、「予防～治療～在宅支援までの一貫した医療サービスの提供」を行い、医療、介護(福祉)、保健との連携による地域包括ケアを实践し、町民が安心して暮らせるよう、地域医療の充実に図っていく必要がある。					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付		<p>総務省自治財政局長通知の繰出基準を基本とし、以下のとおりとする</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>企業債償還元金及び利子に要する経費(2分の1、ただし、平成14年度までは3分の2)</li> <li>公立病院附属診療所の運営に要する経費(普通交付税算入分)</li> <li>へき地医療の確保に要する経費(特別交付税算入分)</li> <li>リハビリテーション医療に要する経費(全額)</li> <li>救急医療の確保に要する経費(交付税算入分)</li> <li>不採算地区病院の運営に要する経費(交付税算入分)</li> <li>医師及び看護師等の研究研修に要する経費(研修費の2分の1以内)</li> <li>共済組合基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費(全額)</li> <li>病院事業会計に係る追加費用の負担に要する経費(全額)</li> <li>退職手当特別負担金(3分の2)</li> <li>建設改良に要する経費(2分の1)</li> <li>過疎債償還元金及び利子に要する経費(全額)</li> </ul>					
経 営 効 率 化 に 係 る 計 画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	99.1	97.5	98.7	99.8	100.6	単位:%
	職員給与費比率	80.0	80.1	76.6	76.6	76.1	単位:%
	病床利用率	61.7	62.0	64.0	68.0	70.0	単位:%
	患者1人1日当たり診療収入(入院)	23,644	23,700	23,700	24,500	25,000	単位:円
	患者1人1日当たり診療収入(外来)	5,092	5,100	5,100	5,150	5,200	単位:円
上記目標数値設定の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経常収支比率 100%以上を平成23年度までに達成</li> <li>・ 職員給与費比率 77%以下を平成23年度まで達成</li> <li>・ 病床利用率 70%を平成23年度まで達成</li> <li>・ 患者1人1日当たり診療収入(入院) 25,000円を平成23年度まで達成</li> <li>・ 患者1人1日当たり診療収入(外来) 5,200円を平成23年度まで達成</li> </ul> <p>(経常黒字化の目標年度: 23年度)</p>						

				団体名 (病院名)	山形県朝日町 (朝日町立病院)		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考	
	救急患者取扱い件数	1,629件	1,700件	1,700件	1,700件	1,700件	時間外取扱分
	訪問・通所リハビリ件数	2,260件	2,350件	2,400件	2,500件	2,500件	
	訪問看護件数	1,544件	1,600件	1,600件	1,600件	1,600件	
	訪問診療件数	754件	800件	800件	800件	800件	
	臨床研修医の受入人数	13人	17人	17人	17人	17人	
数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期	民間的経営手法の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>給食調理業務の民間委託の継続（平成20年4月より実施）</li> <li>医薬分業を推進するため、外来患者の院外処方箋の継続（平成16年4月より実施）</li> </ul>					
	事業規模・形態の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>病床区分は一般病床を継続</li> </ul>					
	経費削減・抑制対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>時間外勤務手当の縮減（振替勤務及び時差出勤による効率的な業務遂行）</li> <li>在庫管理の徹底</li> <li>業務委託等における複数年契約の積極的な導入</li> <li>価格交渉による経費削減</li> <li>節電や省エネなど、できる範囲での節減</li> </ul>					
	収入増加・確保対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な常勤医師の確保</li> <li>通所リハビリテーション事業所の充実</li> <li>薬剤管理指導の強化</li> <li>診療報酬請求漏れ、減点対策の徹底</li> <li>看護体制の見直しによる入院基本料の増</li> <li>未収金対策</li> <li>国民健康保険被保険者の特定健診の充実</li> <li>町職員の健診を継続して実施</li> <li>他医療機関との連携強化による患者紹介等の推進</li> <li>診療時間の延長</li> </ul>					
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>クレジットカードによる納付（継続）</li> <li>職員の意識改革を推進し、安全管理を徹底</li> <li>職員研修を充実し、明確な経営指標を設定し、その達成に向けて職員一丸となって取り組む</li> <li>ホームページの充実による、積極的な情報提供</li> <li>バス待合所の設置</li> </ul>					
各年度の収支計画		別紙1のとおり					
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	60.6%	18年度	63.3%	19年度	61.7%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	<p>病床利用率は冬期間に非常に多いなど、季節や労働繁忙期等地域事情により、また疾病の流行や気候の変動に大きく左右されるものであり、見直し検討するも現在の病床数は必要であり、維持することとする。また、これまで以上に病病連携、病診連携を図り、特に診療所に対しては、受け入れた患者の経過を適宜報告するとともに、逆紹介（退院後に診療所に戻すこと）も積極的に行い、新入院患者を確保する。</p>					

団体名  
(病院名)

山形県朝日町  
(朝日町立病院)

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	二次医療圏の公立病院 ・ 県立中央病院 (660床) ・ 天童市民病院 (84床) ・ 寒河江市立病院 (125床) ・ 西川町立病院 (51床) ・ 山形市立病院済生館 (585床) ・ 県立河北病院 (286床) ・ 朝日町立病院 (60床) ・ 北村山公立病院 (360床)		
	都道府県医療計画等における今後の方向性	地域に貢献できる病院として、ある程度の診療科目が必要であり、守備範囲が狭くならないことや、単に病床利用率だけでなく、地域の救急医療を担っていること等の実情を考慮して弾力的に考えることが必要であり、永遠に続く一番大事な問題と位置づけ、短期間における議論は無理であり、今後とも議論の場を設けることが必要との提言。		
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期>  平成25年	<内容>  町内唯一の病院であり、町民が期待する病院の役割が大きく、再編した場合の弊害があまりにも大きいことから、今のところ再編は考えていない。 再編・ネットワーク化については、一施設のみで結論できない重要な課題であり、今後とも議論の場を設けることが必要。	
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所 に <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所 に <input checked="" type="checkbox"/> を記入、検討中の場合は複数可)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 民間譲渡	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期>  平成25年	<内容>  地方独立行政法人や指定管理者制度、民間譲渡については、病院職員整理の問題や受け皿となる民間の医療法人等の有無が問題となり、その導入にあたっては難題がある。地方公営企業法の全部適用へ移行した事例でも、本質的には一部適用と何ら変わっていないのが現状のようである。このことから、当面は現行の運営形態を維持する。	
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)	院内において検討を行い、政策調整会議(課長会議)において協議し公表する。		
	点検・評価の時期(毎年 月頃等)	毎年9月末頃(決算議会終了後)		
その他特記事項				

(別紙)

団体名  
(病院名)山形県朝日町  
(朝日町立病院)

## 1. 収支計画 (収益的収支)

(単位: 百万円、%)

年度		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
区分	1. 医業収益 a	615.5	599.6	580.4	600.5	600.6	604.6
	(1) 料金収入	576.2	553.5	536.9	555.9	556.0	560.0
	(2) その他	39.3	46.1	43.5	44.6	44.6	44.6
	うち他会計負担金	22.7	26.9	26.9	27.9	27.9	27.9
	2. 医業外収益	153.0	151.6	153.2	147.7	157.2	157.2
	(1) 他会計負担金・補助金	149.7	147.5	150.6	145.1	154.6	154.6
	(2) 国(県)補助金	0.8	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2
	(3) その他	2.5	2.9	1.4	1.4	1.4	1.4
	経常収益(A)	768.5	751.2	733.6	748.2	757.8	761.8
	1. 医業費用 b	726.2	722.6	730.2	737.7	740.4	739.2
	(1) 職員給与と費用 c	480.1	479.8	464.8	460.0	460.0	460.0
	(2) 材料費	101.4	95.4	100.1	107.6	107.0	107.0
	(3) 経費	77.8	83.6	105.2	108.5	110.0	110.0
	(4) 減価償却費	63.9	62.1	58.4	57.9	61.4	60.2
(5) その他	3.0	1.7	1.7	3.7	2.0	2.0	
2. 医業外費用	37.9	35.7	22.4	20.3	18.8	17.8	
(1) 支払利息	28.9	27.0	20.2	17.8	16.3	15.3	
(2) その他	9.0	8.7	2.2	2.5	2.5	2.5	
経常費用(B)	764.1	758.3	752.6	758.0	759.2	757.0	
経常損益(A)-(B)(C)	4.4	7.1	19.0	9.8	1.4	4.8	
特別損益	1. 特別利益(D)						
2. 特別損失(E)							
特別損益(D)-(E)(F)							
純損益(C)+(F)	4.4	7.1	19.0	9.8	1.4	4.8	
累積欠損金(G)	519.3	526.4	545.4	555.2	556.6	551.8	
不良債務	流動資産(A)	270.0	289.5	277.7	270.0	270.0	270.0
	流動負債(I)	33.7	37.8	32.0	32.0	32.0	32.0
	うち一時借入金						
	翌年度繰越財源(U)						
	当年度同意等債で未借入又は未発行の額(J)						
差引不良債務額(O)	236.3	251.7	245.7	238.0	238.0	238.0	
単年度資金不足額	27.2	15.4	6.0	7.7	0.0	0.0	
経常収支比率— $\frac{(A)}{(B)}$ —×100	100.6	99.1	97.5	98.7	99.8	100.6	
不良債務比率— $\frac{(J)}{a}$ —×100							
医業収支比率— $\frac{a}{b}$ —×100	84.8	83.0	79.5	81.4	81.1	81.8	
職員給与と費用対医業収益比率— $\frac{(C)}{(a)}$ —×100	78.0	80.0	80.1	76.6	76.6	76.1	
地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額(H)							
資金不足比率— $\frac{(H)}{a}$ —×100							
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の資金不足比率							
病床利用率	63.3	61.7	62.0	64.0	68.0	70.0	

( ) N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

「N年度 単年度資金不足額」= (「N年度の不良債務額」- 「N-1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること

例) '22年度単年度資金不足額 30百万円 = ('22年度不良債務額 20百万円 - '21年度不良債務額10百万円)

団体名 (病院名)	山形県朝日町 (朝日町立病院)
--------------	--------------------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		年度						
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度	
収 入	1. 企業債	20.9	64.3	55.7	14.3	2.8	1.5	
	2. 他会計出資金	45.4	39.4	42.1	54.0	43.0	42.3	
	3. 他会計負担金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	4. 他会計借入金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	5. 他会計補助金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	6. 国(県)補助金	0.0	2.0	0.0	6.8	1.9	0.8	
	7. その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	収入計 (a)	66.3	105.7	97.8	75.1	47.7	44.6	
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	前年度許可債で当年度借入分 (c)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	純計(a) - {(b) + (c)} (A)	66.3	105.7	97.8	75.1	47.7	44.6	
	支 出	1. 建設改良費	37.3	6.8	6.3	36.9	9.9	7.4
		2. 企業債償還金	73.5	139.0	137.9	85.0	84.4	87.9
		3. 他会計長期借入金返還金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
4. その他		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
支出計 (B)		110.8	145.8	144.2	121.9	94.3	95.3	
差引不足額 (B) - (A) (C)		44.5	40.1	46.4	46.8	46.6	50.7	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	44.5	40.1	46.4	46.8	46.6	50.7	
	2. 利益剰余金処分数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	3. 繰越工事資金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	4. その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	計 (D)	44.5	40.1	46.4	46.8	46.6	50.7	
補てん財源不足額 (C) - (D) (E)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
実質財源不足額 (E) - (F)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収益的収支	( 5,837) 172,378	( 2,316) 174,442	( 8,100) 177,500	( 3,300) 173,000	( 3,300) 182,500	( 3,300) 182,500
資本的収支	( ) 45,355	( ) 39,415	( ) 42,100	( ) 54,000	( ) 43,000	( ) 42,300
合計	( 5,837) 217,733	( 2,316) 213,857	( 8,100) 219,600	( 3,300) 227,000	( 3,300) 225,500	( 3,300) 224,800

(注)

- ( )内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。